社会福祉法人 北アルプスの風 理事、監事及び評議員の報酬に関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 北アルプスの風（以下「法人」という。）の理事、監事及び評議員の報酬について必要な事項を定める。

（理事及び評議員の報酬）

第 2条 継続的かつ定期的に就業する理事の報酬は、法人の業績、個人の役割、職務内容等を総合的に勘案・評価し別表 に定める範囲内で報酬を支給する。

1. 前項に該当しない理事が理事会、評議員会へ出席した時、その他法人業務へ携わったときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者は除く。
2. 評議員が、評議員会、その他法人の業務へ携わったときは、別表に定める報酬を支給する。ただし、定款8条に定める1人当たり各年度の報酬総額５０，０００円 を超えてはならない。

（監事の報酬）

第3条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表に定める報酬を支給する。

（改正）

第4条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は平成２９年　６月１９日から施行する。

別表

|  |  |
| --- | --- |
| 名 称 | 報 酬 |
| 第2条1項に定める報酬 | 月額1,000,000円以内 |
| 第2条２項に定める報酬 | 日額５，０００円 |
| 第2条３項に定める報酬 | 日額５，０００円 |
| 第3条1項に定める報酬 | 日額５，０００円 |